

神戸市社会的養育推進計画(案)に関する意見募集 (パブリックコメント)の結果について

神戸市社会的養育推進計画(案)に関し、「神戸市民の意見提出手続きに関する条例」に基づき、意見募集を実施した。

1. 計画(案)の概要

別紙のとおり

2. 意見提出期間

令和2年2月6日(木)から令和2年3月6日(金)まで

3. 資料の閲覧・配布場所

①こども家庭局家庭支援課

②市政情報室

③各区役所・支所・出張所

その他、広報紙 KOBE 及び神戸市ホームページにおいて案内

4. 意見募集の結果

2通(10件)… 次頁資料参照

【内訳】

・本市の対応方針	1件
・区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み	1件
・各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	2件
・里親等への委託の推進に向けた取組み	4件
・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	1件
・一時保護委託児童の通学送迎費	1件

神戸市社会的養育推進計画（案）に関するご意見及び神戸市の考え方について

※ご意見の主旨を損なわない範囲で要約させていただいています。

	ご意見	神戸市の考え方
本市の対応方針		
1	<p>「実親（保護者）の元への家庭復帰も含めた「家庭養育優先原則」と、「実親（保護者）を支援することを原則」と記載されていますが、どの組織が、どのように、家庭復帰や実親（保護者）の支援するのでしょうか。</p>	<p>家庭復帰のための実親（保護者）と児童への支援については、措置権者であるこども家庭センターが中心となります。措置先である施設や里親等と協力しながら、学校園や児童館、児童家庭支援センター等の地域の社会資源も活用して支援していきたいと考えています。</p> <p>また、子育てに関する身近な相談窓口として、各区・支所の役割は今後ますます重要度が増すものと考えています。本市では、こども家庭センター及び各区・支所がそれぞれの役割に応じた家庭支援の取組みを進めてまいります。</p>
区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み		
2	<p>「ショートステイは児童養護施設及び乳児院でしか対応していない。」と記載されていますが、ファミリーホームでも対応しており、ファミリーホームも記載して下さい。</p> <p>また、「同事業の受け皿の拡大のため、里親の活用について検討を進める。」と書かれていますが、早期の実現を望みます。</p>	<p>ファミリーホームについても記載させていただきます。</p> <p>ショートステイでの里親の活用に向けて、早期に検討していきます。</p>

	ご意見	神戸市の考え方
各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み		
3	<p>「潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数」が、乳幼児18人、学童期以降は36人とありますが、実際に、施設から里親への措置変更は実現されるのでしょうか。</p> <p>また、誰が責任を持って、何年以内に家庭養育へ移行させるのでしょうか。</p>	<p>潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数を算出して、平成31年4月1日時点の里親等委託率に反映させた数値を、「神戸市のあるべき里親等委託率」とし、5年後の実現を目標としています。</p> <p>施設と情報交換を行いながら入所児童の日々の状況を観察するとともに、こども家庭センターが中心となって、当該児童と良好な関係が築ける里親について検討するとともに、里親等への委託を促進していきたいと考えています。</p> <p>里親の受託率上昇についても、5年後に向けて目標を設定しており、登録里親の増加とともに、促進していきたいと考えています。</p>
4	<p>「施設には、これまでの事業運営から得た経験や専門的知識が豊富に蓄積されており」とありますが、児童養護施設の職員の離職率は高いというデータもあります。児童養護施設には、子どもの最善の利益に関する、どのような専門的知識が豊富に蓄積されているのでしょうか。</p> <p>また、「代替養育の中心となるべき里親等への委託を推進していく」と記載されていますが、どのような内容なのでしょうか。</p>	<p>児童養護施設職員の離職率についてはご指摘の通りであるため、来年度から保育所における保育士と同様の一時金を支給する制度を創設することを検討しています。</p> <p>児童養護施設等では、さまざまな課題を抱えた児童の支援を、多職種かつ複数の職員で、多面的なケアを行っており、そのスキルとノウハウが蓄積されています。また、施設職員として里親支援専門相談員の配置を進めており、里親の相談役として、児童養育の支援を行っています。</p> <p>里親委託後についても、施設と協力しながら、里親への支援を行っていききたいと考えています。</p>

	ご意見	神戸市の考え方
里親等への委託の推進に向けた取組み		
5	<p>「一時保護された児童や施設入所している児童のうち、こども家庭センターが里親に委託することが望ましいと判断した児童については、同センターが里親委託を進めている」と記載されていますが、こども家庭センターが里親に委託することが望ましいと判断する基準やマニュアルがあるのでしょうか。</p>	<p>児童の委託先については、こども家庭センターのケースワーカーが中心となって、児童のこれまでの経緯や性格等を把握するとともに、児童自身の希望も聞きながら検討しています。このため、一律なマニュアルや基準があるものではありません。</p> <p>児童の最善の利益を第一とし、その児童に最も適した委託先を選択できるように努めていきます。</p>
6	<p>「特に未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取組みを進める」と記載されていますが、どのような取組みにより、里親等への委託を進めるのでしょうか。</p>	<p>本計画の策定にあたり実施した施設入所児童等への意見聴取においても、「幼少期に里親へ行きたかった」との声もあり、低年齢児の里親等への委託について、積極的に検討していきます。</p>
7	<p>「こども家庭センター職員が、里親に対する理解を深めるための研修を実施する。」と記載されていますが、誰が主催して、どのような研修内容で、1人の職員が何回その研修を受けるのでしょうか。里親に対する理解も大事ですが、里親等への委託を推進する研修もぜひ実施して下さい。</p>	<p>また、低年齢児をはじめとする里親等への委託促進のためには、こども家庭センター職員が里親等への理解を一層深める必要があり、里親等への委託を推進することも含めて研修を実施するのが有効な手段の一つであると考えています。具体的な内容については、今後検討していきます。</p>

	ご意見	神戸市の考え方
里親等への委託の推進に向けた取組み		
8	<p>「ファミリーホームの推進」と記載されていますが、具体的に、ファミリーホームの新規開設数や委託児童数の計画は無いのでしょうか。</p>	<p>今回の計画にはファミリーホームに関する具体的な新規開設数や委託児童数の計画は記載していませんが、ファミリーホームは里親等委託促進のための重要な資源の一つであり、新規開設や委託促進に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み		
9	<p>本計画には「家庭養育優先原則」、「子どもの最善の利益を実現していく」、「代替養育における『家庭と同様の養育環境』の原則」と記載されているにも関わらず、「10年後の児童数、施設 231 人。グループホーム 114 人。里親 202 人。」とも記載されており、この計画の考え方は、破綻していませんか。この矛盾を説明して下さい。</p>	<p>本市計画の方針は、代替養育が必要な児童について、施設と里親等、それぞれの特性・機能を最大限に活かし、個々の児童に合った養育環境を提供することです。</p> <p>上記の方針を実現するため、国の策定要領に示されている項目ごとに、方向性を記載しています。</p> <p>里親等への委託の推進と並行して施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めます。</p> <p>本計画に「計画策定の経緯」として記載しています、新しい社会的養育ビジョンにおいて示された「代替養育における家庭と同様の養育環境の原則」は、里親等委託率が低い本市において特に重視すべき原則ではありますが、10年という期間で、里親等委託児童数が施設入所児童数を上回らないことにより、本計画に矛盾が生じるとは考えていません。</p> <p>継続して社会的養育環境の整備に努めていきます。</p>

	ご意見	神戸市の考え方
一時保護委託児童の通学送迎費		
10	<p>一時保護中の児童の保育園や小学校への送迎について、ガソリン代、駐車場代などを実費で支給してもらいたいです。</p>	<p>一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費（ガソリン代、駐車場代含む）は支給対象となりますが、ここでいう幼稚園等は「幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所」であり、この中に保育園は含まれません。</p> <p>しかしながら、委託児童を、一時保護委託となる前から通う保育園に引き続き通わせる等、事情がある場合につきましては、国と協議のうえ、支給を検討いたします。</p>

神戸市社会的養育推進計画（案）について

1. 本計画の位置づけ

平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益を実現するため、国において平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」、平成 30 年 7 月に、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示された。

同要領に基づき、本市の社会的養育における今後の取り組みを示す行動計画として、新たに令和 2 年 4 月を始期とする「神戸市社会的養育推進計画」を策定するものである。

2. 計画期間

令和 2 年度から令和 11 年度（10 年間）

3. 計画の内容

本計画の基本方針として、

- (1) 実親（保護者）の元への家庭復帰も含めた「家庭養育優先原則」の徹底
- (2) より家庭的な環境のもとで児童を養育することができる里親等と、これまでの社会的養育に大きく貢献してきた施設のそれぞれの特性・機能を最大限活かすこと
- (3) 児童相談所をはじめとする関係機関との連携を図るとともに、里親と施設における相互の支援・協力関係の促進

を掲げ、本計画に定めた様々な取り組みにより、家庭における養育が困難な子どもたち等に対するより良い養育環境の実現を目指す。

4. 主な数値目標

	令和元年度	令和 6 年度	令和 11 年度
里親等委託率	12.6%	24.1%	36.9%

※里親等委託率

養護施設・乳児院・里親・ファミリーホームにおける児童数に対する

里親・ファミリーホームにおける児童数の割合

神戸市社会的養育推進計画（案）

令和2年3月

神戸市こども家庭局

もくじ

I	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の経緯	1
2.	他の計画との関係	1
3.	計画の期間	1
II	神戸市社会的養育推進計画	
1.	本市の対応方針	2
2.	当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)	2
3.	区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み	4
4.	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	9
5.	里親等への委託の推進に向けた取組み	15
6.	パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み	18
7.	施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	19
8.	一時保護改革に向けた取組み	21
9.	社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	22
10.	児童相談所の強化等に向けた取組み	23
III	計画の見直しについて	
	本計画の検証について	25
	神戸市家庭的養護検討委員会委員一覧と委員会開催状況	29

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の経緯

国において、平成 28 年 6 月の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であることが明記され、これを契機として、平成 23 年に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」が全面的に見直された。

改正児童福祉法の理念のもと、平成 29 年 8 月、新たに「新しい社会的養育ビジョン」が策定され、この中で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが本市に求められている。

「新しい社会的養育ビジョン」においては、市町村を中心とした支援体制の構築、児童相談所の機能強化と一時保護改革、代替養育における「家庭と同様の養育環境」の原則に関して、乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援等が、主な改革項目として掲げられた。

平成 30 年 7 月、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が発出され、都道府県等の策定する推進計画に盛り込むべき事項として、次の①～⑩の 10 項目が記載事項として示されるとともに、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定することとされた。

- ①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ②当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- ③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- ④各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧一時保護改革に向けた取組
- ⑨社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩児童相談所の強化等に向けた取組

このような経緯の中で、本市においても、「神戸市社会的養護推進計画」に代わる新しい計画として「神戸市社会的養育推進計画」を策定するものである。

2. 他の計画との関係

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく、「神戸っ子すこやかプラン 2024 子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ることとした。

3. 計画の期間

令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を計画期間とし、5 年ごとの期末を目途に、本計画の進捗状況の確認を行い、必要があれば目標の見直しを行う。

Ⅱ 神戸市社会的養育推進計画

1. 本市の対応方針

(1) 本市における社会的養育環境の基本的考え方

実親（保護者）の元への家庭復帰も含めた「家庭養育優先原則」を徹底し、それぞれの児童に合った養育環境を提供できる都市となることを本市計画の第一義とした。

実親（保護者）を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合の代替養育においては、より家庭的な環境のもとで児童を養育することができる里親と、豊富な経験と専門的な知識をもち、これまでの社会的養育に大きく貢献してきた施設（児童養護施設等）のそれぞれの特性・機能を最大限活かして、児童の養育環境を整備していくことが本市の目指すべき姿であるとし、神戸の現状を踏まえた数値目標を設定した。

そのため、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を図るとともに、里親と施設における相互の支援・協力関係を促進しながら、目標の実現に向けた取組みを実施していく。

(2) 現場及び当事者の意見の反映

本計画の策定にあたっては、次に掲げる調査を実施し、現場及び当事者の意見を本計画に反映させることとした。

- ・ 神戸市児童相談所（こども家庭センター）職員に対する一時保護児童に関するアンケート調査
- ・ 各施設の職員に対する入所児童に関するアンケート調査
- ・ 10年後の施設の在り方に向けた全施設へのヒアリング調査
- ・ 6施設1ファミリーホーム、合計60名の児童のグループインタビューによる意見聴取

2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）

(1) 現状

① 養育状況調査について

本市では、年2回、児童養護施設・児童心理治療施設・乳児院は、入所中の児童について児童養育状況報告書を作成し、こども家庭センターに提出している。こども家庭センターでは、この報告書をもとに児童福祉司と児童心理司が施設を訪問し、施設職員から児童の生活状況・自立支援等について協議を行っている。また、新たな課題が発生した場合等は、同センターの児童福祉司・児童心理司による面談や一時保護等により随時対応している。

児童自立支援施設（市立若葉学園）については、行事の開催時等の機会を利用して、同センターの児童福祉司・児童心理司が積極的に訪問し状況確認するとともに、施設職員と日々情報共有をすることで児童の意見をくみ取っている。

里親、ファミリーホームについても、年に1度、同センターが児童養育状況報告書の提出を求め、児童の生活状況等について確認している。里親家庭の意見聴取は、同センター里親担当職員等を中心に家庭訪問や同センターでの面談で実施しており、面談等の内容については、児童担当の児童福祉司とも情報共有することで、児童の支援に活かしている。

②こどもの権利ノートについて

本市では、施設入所しているすべての児童に「こどもの権利ノート」を配付している。同センター職員はこの「こどもの権利ノート」を使って、施設入所前に子どもが有する権利や施設入所に関すること、苦情解決の仕組み等について、入所予定の児童と保護者に説明を行っている。

「こどもの権利ノート」には、巻末に本庁の家庭支援課あてに郵送される「はがき」が付いており、入所児童が施設職員等に相談できない場合には、この「はがき」に相談内容を記入し、ポストに投函すれば、郵送される仕組みとなっている。このはがきが家庭支援課に届いた場合は、こども家庭センターと連携し、必要に応じて施設に対して調査を行うなどの対応を取っている。

③意見箱について

各施設が工夫して意見箱を設置し、児童から意見を聴取する仕組みを取り入れている。

意見箱で出てきた入所児童の意見の取り扱いについては、各施設で若干異なるが、施設の考え方を、意見を出した児童等に回答している。施設はこれらのやり取りを記録として残り、事案に応じて第三者委員会への報告も行い、児童の意見を活かした取り組みを行っている。

④一時保護所について

一時保護所の児童（幼児等は除く）に対しては、退所時に一時保護所での生活についてアンケートを実施しており、年度末に集約して一時保護所の職員内で回覧し、今後の支援に活かしている。また、中学生以上の子どもを対象に職員との交換日記を実施しており、日常生活における子どもの意見や気持ちを汲み取って支援に反映させる取り組みを行っている。

(2) 今後の取組み

①当事者である子どもの意見聴取

- ・児童福祉主管課である家庭支援課が定期的に施設を訪問して、子どもの意見を聞く機会を設け、本計画の見直し及び様々な施策に反映させる。

②新しいこどもの権利ノートの作成

- ・里親委託の児童を対象とした「こどもの権利ノート」について、こども家庭センターにおいて、できる限り早期に関係機関と連携を取りながら作成する。
- ・児童の児童養護施設や里親についての理解が深まるよう、「こどもの権利ノート」にその内容を盛り込む。

③一時保護所で実施するアンケートの活用方法の検討

- ・現状では年度末に集約して関係する同センター職員に回覧する程度に留まっており、回覧の時期や情報共有の方法・範囲等について再検討し、児童からの意見をより反映できるよう工夫が必要である。

④児童からの意見に対するフィードバックの仕方

- ・意見箱や「こどもの権利ノート」による児童からの意見に対するフィードバックの仕方について検討する。

3. 区の子ども家庭支援体制の構築等に向けた神戸市の取組み

<1>子育て世代包括支援センターの普及について

(1) 現状

本市では、各区役所及び支所に保健と福祉を融合した部署を設け、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援する業務を行っており、国が提唱する「子育て世代包括支援センター」としての機能を有している。妊娠届出時の保健師による全数面接や出産後早期の新生児訪問指導および乳幼児健診等においてすべての妊産婦等への相談・支援を行っている。

(2) 今後の取組み

①関係機関との連携強化

・妊娠中から育児期を通じて切れ目のない支援を行うため、保育所・児童館・医療機関等との連携強化に向けた取組みを行う。

②アセスメント力及び支援技術の向上

・母子保健コーディネーターの妊娠届出時等の面接時のアセスメント力の向上及び保健師の支援技術の向上に向け、職員研修等の取組みを行う。

<2>市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について

(1) 現状

本市では、各区役所及び支所に庁内プロジェクトチームとしてこども家庭支援室を設置しており、要保護児童対策調整機関として、児童虐待の予防から対応までの業務を行っており、国が提唱する「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担っている。

市区町村子ども家庭総合支援拠点の業務として国が示している次のような業務は、現在こども家庭支援室が行っている。

- ・「子ども家庭支援業務にかかる業務（実情の把握・情報提供・相談等への対応・総合調整）」
- ・「要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務（相談通告の受付、受理会議、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童記録表の作成、支援の終結）」
- ・「関係機関との連絡調整（要対協の活用・児相との連携協働・他の関係機関等との連携）」
- ・「その他の必要な支援」

しかしながら、国が示す市区町村子ども家庭総合支援拠点については、市区町村の人口規模に応じて、専門的な技能を持つ職員（心理担当支援員等）の配置が求められているため、現時点で本市はその条件を満たしていない。

(2) 今後の取組み

本市においては、子ども家庭総合支援拠点としての機能はこども家庭支援室が担ってきたが、更なる充実のために下記の取組みを実施していく。

①家庭支援の充実

- ・子どもの意見聴取では、「要保護児童が増えないよう、実親支援を充実させてほしい」という声もあった。今後もこども家庭支援室において、子育てに関する情報提供や相談支援等、家庭支援の取組みの充実を図っていく。

②人員の確保及び配置

- ・現在の保健と福祉を融合した機能を維持しつつ、保健師・ケースワーカーの人員を確保するとともに、居住地による行政サービスの差が出ないよう職員配置について検討を進める。

③職員の資質向上

- ・様々な課題を持った児童・保護者に対応できるよう、研修への積極的参加等を通じた職員の資質向上に取り組む。

④連携強化

- ・虐待相談のみならず全ての子ども・家庭の相談に対応できる体制を構築するため、今後関係機関同士の連携を一層強化していく。

<3> 支援メニューの充実について

(1) 現状

本市では、小さな子どもをもつ子育て世帯を対象に、次のような事業を実施している。親元を離れた生活を余儀なくされる子ども、いわゆる社会的養育を受けざるを得ない子どもの数を可能な限り少なくするための施策として、また、「親元を離れたくない」という子どもの意見を反映するという意味でも、これらの事業は今後益々重要度が増してくるものと考えている。

① 子育てリフレッシュステイ事業

保護者の疾病等により一時的に子育てに支障をきたす場合等に、児童を施設において預かることにより、保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて、子育て支援することを目的としている。本事業は、施設が利用者の相談支援を行う機会になっており、児童虐待の未然防止に繋がっている。

令和元年度より、事業を実施するスペースの確保（児童福祉施設最低基準）と職員配置（国が定める配置基準）を適正に行う場合に限り、定員外であっても同事業の実施を認めることとし、リフレッシュステイ事業の受け入れ幅を拡大し、子育て支援の充実を図った。

② 養育支援ヘルパー派遣事業

養育環境の維持・改善、家庭の養育力および児童自身の生活能力の向上を目的として、食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭に対して、養育支援ヘルパー派遣事業を実施している。児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭も同事業の対象としており、本事業は子育てリフレッシュステイ事業とともに、家庭養育を支援する事業のひとつとなっている。派遣ヘルパーは家事や育児援助を行うとともに、日常生活や子育てに関する助言を行うことで、訪問先の家庭支援を行っている。

③ 産前・産後ホームヘルプサービス事業

核家族化の進行等により産前産後に家族のサポートを得ることができない人が増加している中、家庭にヘルパーを派遣して家事・育児に関する援助、助言を行い、妊産婦の育児ストレスや子育てに対する強い不安や孤立感の解消等の負担軽減を図ることを目的としている。

産前ホームヘルプサービスについては、令和元年7月から新たに事業を開始。また、産後ホームヘルプサービスの利用期間について、これまで開始後3か月以内としていたが、令和元年7月から出産後1年以内に拡充した。

(2) 今後の取組み

① 子育てリフレッシュステイ事業について

- ・リフレッシュステイ事業のサービス内容として、「日帰り」のデイサービスと、「泊り」のショートステイがある。デイサービスについては、保育所での一時保育など他施策でも同様の事業があり、代替事業による対応が可能だが、ショートステイは児童養護施設、乳児院及びファミリーホームでしか対応していない。措置児童数が年々多くなる中、施設の体制や空き状況によっては受け入れることができないことが課題となっており、要支援家庭が利用を求めた際に、受け入れが可能となるよう受け入れ体制の強化を図る必要が生じている。
- ・同事業の受け皿の拡大のため、里親の活用について検討を進める。なお、里親等委託率の向上に大きな影響が生じないよう、工夫する必要がある。

② 養育支援ヘルパー派遣事業について

- ・養育支援ヘルパー派遣事業では、支援を必要とする家庭が希望する日時にヘルパーを派遣することができない事例が発生しており、ヘルパーの確保が課題となっている。また、利用者に対応困難な事例が増えており、ヘルパーの精神的負担が増大するという課題も生じているため、ヘルパーの負担軽減のための対策に取り組む必要も生じている。

③ 産前・産後ホームヘルプサービスについて

- ・産前・産後ホームヘルプサービス事業では、利用件数の増加によりヘルパー派遣を行う事業者の負担が大きくなっているため、負担軽減のための対策に取り組む。

＜4＞母子生活支援施設の活用について

（1）現状

母子生活支援施設は、児童福祉施設の中で唯一子どもと母親が一緒に入所できる施設であり、「家庭養育」の支援を実践している。

市内に7か所ある母子生活支援施設では、経済的困窮や養育環境の悪化、夫等からの暴力等により地域での生活が困難な母子家庭に対して、生活の場を提供するとともに、親の生活・子育ての悩み相談や就労支援、施設内保育や学習支援等を行い、併せて退所者への相談支援等を行っている。

平成30年度の市内施設の入所率は91%で、過去4年間の平均入所率95%と比較すると低下しており、中には施設入所による支援を行うことが望ましいと思われる場合でも、母子が入所を希望しない等により、施設入所に繋がらない場合もある。

その他、母子婦人短期保護事業や、地域の子育て支援としての子育てリフレッシュステイ事業（デイサービス）、学童保育等を実施している。

（2）今後の取組み

①関係機関との連携強化及び支援対象者への情報提供

- ・母子生活支援施設での支援が必要な母子が確実に入所に繋がるよう、引き続き児童相談所を含めた関係機関の連携を強化するとともに、ニーズを的確に把握し、支援対象者へ適切な情報提供ができるよう取組む。

②施設職員の専門性の向上

- ・入所世帯の状況に応じて、生活基盤の立て直しやスムーズな地域生活への移行に向けたきめ細かい支援を行っていくため、施設職員の専門性の向上のための研修に取組む。

③施設の機能強化

- ・地域の子育て支援拠点としての多機能化の推進等について検討を進める。
- ・退所者支援を専門的に行う職員を配置する等、退所後の支援について検討を進める。

＜5＞児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

（1）現状

児童家庭支援センターは、こども家庭センターの補完的役割を担い、児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、現在市内3か所に設置されている。児童に関する家庭等からのより専門的な知識や技術を必要とする相談への対応や、こども家庭センターやこども家庭支援室をはじめとする様々な機関と連携して家庭支援を行っている。

また、児童虐待の発生予防や親子関係の再構築支援、心のダメージの回復を目指した専門的ケアを実施している。そのような中で関係機関と連携しながら、併せて家族全体が抱える課題とその急激な変化に寄り添い続ける伴走型支援を実践している。

専門職チームが土日祝日、夜間も対応する民間の支援機関の児童家庭支援センターの特色を生かし、虐待予防だけでなく、こども家庭センターから指導措置が必要と判断したケースを受託し、支援している。また、一時保護解除後に家庭での虐待の再発を防止するための「神戸市被虐待児地域見守り支援事業」を実施している。

さらに、児童家庭支援センターを里親支援機関として指定することで、里親、里子、実子を含む家庭全体の支援や、未委託里親を対象として里親トレーニング事業(子どもを迎えるための準備講座・面談・実習)も行っている。

（2）今後の取組み

- ・現在設置している児童家庭支援センターは南北に位置しており、偏りのない配置を目指し、児童家庭センターの設置の促進をしていく。
- ・未委託里親を対象とする里親トレーニング事業の内容を充実させ、未委託里親がスキルアップできる機会を提供するとともに、そこで得た里親のアセスメント情報をマッチングに生かしていく。
- ・里親支援機関としての機能強化及び他機関との更なる連携強化を図る。
- ・一時保護解除後の家庭での虐待再発防止のために、「神戸市被虐待児地域見守り支援事業」の更なる活用と、そのための支援の質の向上を目指す。
- ・各区こども家庭支援室の依頼に応じ、技術的助言その他必要な支援を行っていく。

4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(1) 神戸市における児童人口等の推移

①人口と児童人口の推移と推計

過去5か年の人口及び児童人口の前年比率について平均値を算出し、直近の人口に乗ずることで、翌年以降の人口を推計する。

・過去5年間の人口及び児童人口の推移

(単位：千人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口(a)	1,553	1,550	1,548	1,545	1,542	1,537
児童人口(b)	241	239	237	235	233	229
前年比率(c)		0.9981	0.9987	0.9981	0.9981	0.9968
前年比率(d)		0.9917	0.9916	0.9916	0.9915	0.9828
5年前比較(e)					▲8	▲10

※1 上記の表の数値は、神戸市内に登録のある住民基本台帳を元に算出。

※2 各年12月31日付の数値。

・直近の人口に前年度比率の5年平均値(人口比率平均:0.99793、児童人口比率平均:0.98984)を乗じて、翌年人口を推計。

(単位：千人)

年齢区分	平成31年	令和6年	令和11年
人口推計(A)	1,534	1,518	1,502
児童人口推計(B)	227	215	205

②要保護児童数の推移と推計

過去5か年の要保護児童率の前年比率について平均値を算出し、直近の要保護児童率に乗ずることで、翌年以降の要保護児童率を推計する。さらに、①で推計した児童人口を、推計した要保護児童率に乗ずることで、要保護児童数を推計する。

・過去5年間の要保護児童数及び要保護児童

(単位 措置児童数：人、当年比率(％))

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要保護児童数(X)	452	463	464	487	492	479
要保護児童率(X/b)	0.1876	0.1937	0.1958	0.2072	0.2112	0.2092
前年比率		1.0325	1.0108	1.0582	1.0193	0.9905

※1 上記の表の数値は、児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホームにおける神戸市措置児童数

※2 要保護児童率(要保護児童数(X)/児童人口(b))

(要保護児童数の内訳)

(上段:市内の措置児童数 下段:市外の措置児童数単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設	368	365	374	382	384	378
乳児院	46	58	49	56	56	46
里親 ※2	36	36	39	37	41	44
ファミリーホーム	2	4	2	12	11	11
要保護児童数計	452	463	464	487	492	479
里親委託率	8.4%	8.6%	8.8%	10.1%	10.6%	11.5%

※1 要保護児童数は年間平均値

※2 他都市への措置児童数を含む

- 直近の要保護児童率(要保護児童数(X)/児童人口(b))に前年度比率の5年平均値(1.02230)を乗じて、翌年要保護児童率を推計。

(単位:%)

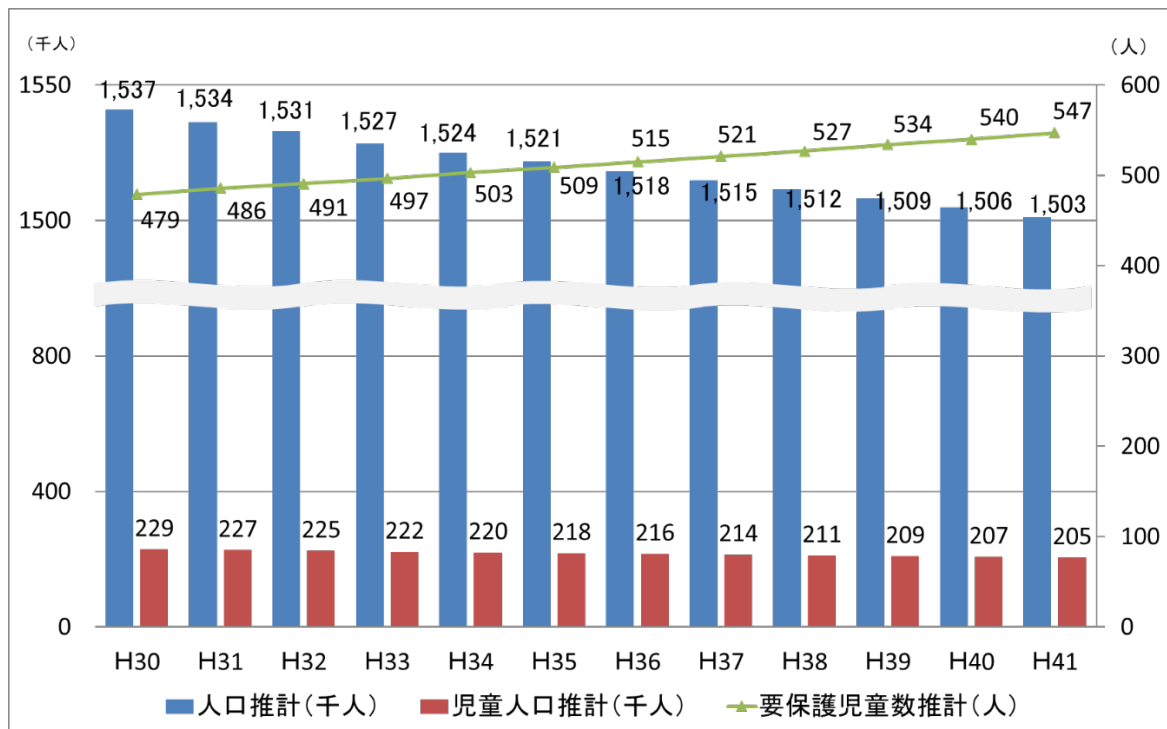
年齢区分	平成31年	令和6年	令和11年
要保護児童率の推計(C)	0.2139	0.2387	0.2666

- ①で推計した児童人口(B)に、推計した要保護児童率(C)を乗じた数値を要保護児童数の推計とする。

(単位:人)

年齢区分	平成31年	令和6年	令和11年
要保護児童数の推計(D)	486	515	547

○神戸市における人口の推移予測（平成30年～令和11年）



③要保護児童数の年齢別推計

- 過去3カ年の児童養護施設・乳児院・里親・ファミリーホームの年齢別年間平均初日在籍数
(単位：人)

	H28	H29	H30	合計	割合
3歳未満	57	49	43	149	10.2%
3歳以上就学前	50	59	65	174	12.0%
学童期以降	382	382	370	1,134	77.8%
合計	489	490	478	1,457	100%

- 算出した年齢別の割合を要保護児童数(D)にかけることで、年齢別の要保護児童人口の推計とする。

年齢区分	平成31年	令和6年	令和11年
3歳未満	49人	51人	55人
3歳以上就学前	58人	62人	65人
学童期以降	379人	402人	427人
合計	486人	515人	547人

(2) 神戸市の里親等委託率の算出方法

① 基本的な考え方

A. 平成31年4月1日時点の里親等委託率に、B. 潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数を考慮した里親等委託率を、C. 「神戸市のあるべき里親等委託率」とする。

② A. 平成31年4月1日時点の里親等委託率

- 平成31年4月1日時点の施設別入所児童数

年齢区分	児童養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	合計
3歳未満	0人	27人	3人	0人	30人
3歳以上就学前	38人	10人	13人	1人	62人
学童期以降	334人	0人	32人	10人	376人
合計	372人	37人	48人	11人	468人

- 里親等委託率は乳幼児（3歳未満及び3歳以上就学前）で18.5%、学童期以降の児童で11.2%となる。

(乳幼児)	
(分子)	里親・ファミリーホームにおける乳幼児数(4月1日時点)
(分母)	養護施設・乳児院・里親・ファミリーホームにおける乳幼児数(4月1日時点)
$\frac{17人}{75人+17人} = \frac{17人}{92人} = 18.5\%$	
(学童期以降)	
(分子)	里親・ファミリーホームにおける学童期以降児童数(4月1日時点)
(分母)	養護施設・乳児院・里親・ファミリーホームにおける学童期以降児童数(4月1日時点)
$\frac{42人}{334人+42人} = \frac{42人}{376人} = 11.2\%$	

③ B. 潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数

- 策定要領に示されている「現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な @子ども数」について算出。（平成31年4月1日時点）
 - @1 乳児院に半年以上措置されている 乳幼児数（31人）
 - @2 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された 乳幼児数（12人）
 - @3 児童養護施設に1年以上措置されている 乳幼児数（18人）
 - @4 児童養護施設に3年以上措置されている 学童期以降の子ども数（192人）
- 上記の児童数から、施設向けに実施したアンケート結果で里親等への委託が難しいと判断された児童（目前に家庭復帰や養子縁組を予定している、児童自身が望まない、発達上の課題・心理的課題・医療的ケアニーズ上の課題がある、目前に大学進学や就職等による一人暮らしを予定している児童）を除き、里親等への委託が可能と考えられる児童を算出する。

○アンケート結果

項目	該当児童数(A)	施設向けアンケート結果(B)				(A) - (B)
		①家庭復帰や養子縁組を予定	②児童自身が望まない	③ケアニーズ上課題がある	④自立が近いため	
@1	31人	19人	0人	2人	0人	10人
@2	12人	6人	1人	2人	0人	3人
@3	18人	8人	3人	2人	0人	5人
@4	192人	52人	79人	18人	7人	36人
合計	253人	85人	83人	24人	7人	54人

※複数回答については②>③>④>①の順に計上

- ・厚生労働省の方針において里親委託されるべき児童であり、かつ、施設の見解においても里親委託が可能と考えられる児童数は、乳幼児で18人（@1（10人）+@2（3人）+@3（5人））、学童期以降の児童で36人（@4（36人））となる。

④C. 「神戸市のあるべき里親等委託率」

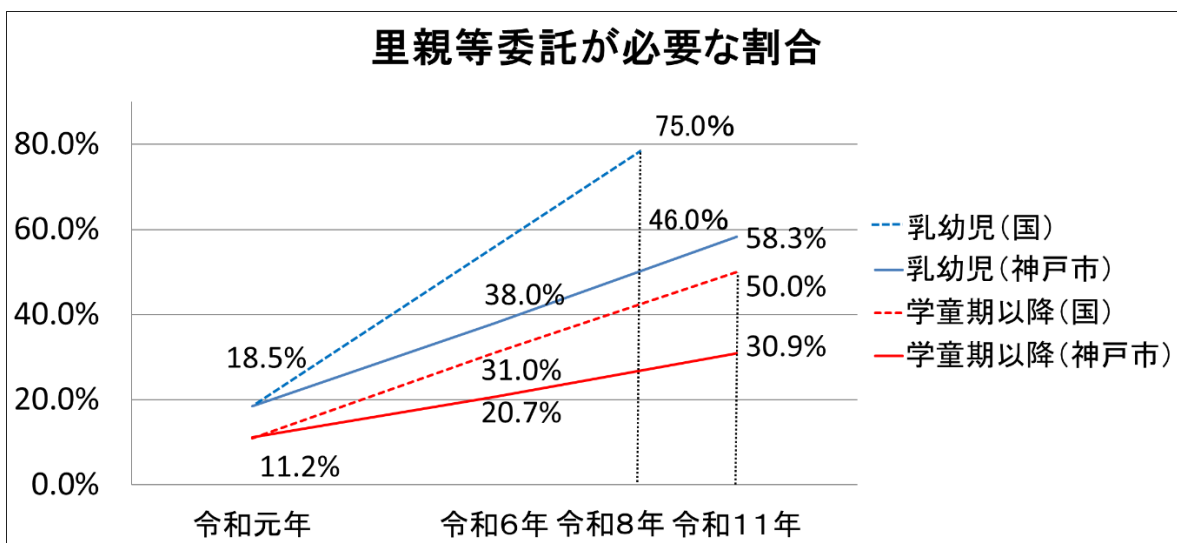
- ・①平成31年4月1日時点の里親等委託率に②潜在的に施設から里親への委託が可能と考えられる児童数を計上することで、乳幼児は38.0%、学童期以降の児童は20.7%となる。

(乳幼児)					
(分子)	17人	+	18人	=	35人
(分母)	=		92人	=	92人
				=	38.0%

(学童期以降)					
(分子)	42人	+	36人	=	78人
(分母)	=		376人	=	376人
				=	20.7%

⑤神戸市における10年後の里親等委託率の目標

- ・神戸市のあるべき里親等委託率を5年後に達成することを目標とすることで、10年後の里親等委託率の目標は乳幼児で58.3%、学童期以降で30.9%、全体で36.9%となる。



⑥神戸市における10年後の里親等委託率の目標

- ・「②要保護児童数の推移と推計」及び「⑤神戸市における10年後の里親委託率の目標」から、10年後の里親やファミリーホームへの委託児童数の見込みは、202人となる。

年齢区分	平成31年	令和6年	令和11年
3歳未満	3人	19人	32人
3歳以上就学前	14人	24人	38人
学童期以降	42人	84人	132人
合計	52人	127人	202人

〈本市における里親等委託率の目標数値設定の考え方〉

神戸市内には、社会的養育の担い手として、児童養護施設13施設、乳児院3施設、児童自立支援施設1施設、児童心理治療施設1施設、母子生活支援施設7施設あり、数多くの児童福祉施設が存在している。

これまでの社会的養育を担ってきたこれらの施設には、これまでの事業運営から得た経験や専門的知識が豊富に蓄積されており、これらの施設がもつポテンシャルを最大限発揮しながら、代替養育の中心となるべき里親等への委託を推進していくということが本市の目指すべき社会的養育の姿であり、向かうべき道筋であると考えている。

本計画の策定にあたっては、本市のあるべき里親等委託率（P12④を参照）について、何年後に達成することを目標とするか議論いただき、様々な意見が出された。

本市としては、

- ① 里親委託率が平成31年4月時点で12.6%と低い水準にあること
- ② 社会的養育を担う施設が市内に多く存在していること
- ③ 社会的養育を担うこれらの施設と代替養育の中心となる里親等とが支援・協力関係を構築し、本市の社会的養育を担うことが目指すべき道筋であること

という3点を考慮するとともに、目標数値が高すぎず、実現可能な数値を設定することとした結果、本市のあるべき里親等委託率（P12④を参照）を5年後に達成する目標とし、10年後の目標数値を設定することとした。

5. 里親等への委託の推進に向けた取組み

(1) 現状

本市では、公益社団法人家庭養護促進協会と連携し、里親制度の普及啓発や里親の養育能力向上のための研修等を実施している。平成 30 年度にはこども家庭センターに里親支援担当課長を配置し体制強化を図った。

一時保護された児童や施設入所している児童のうち、こども家庭センターが里親に委託することが望ましいと判断した児童については、同センターが里親委託を進めている。

① 里親制度の広報啓発

里親登録数の大幅な増加を図るため、こども家庭センターを中心に、里親支援機関と連携・協力しながら、里親制度の普及啓発に努めている。さらに、より戦略的な広報を目指し、本市のクリエイティブディレクターと連携し、新たな広報活動を展開している。

② フォスタリング業務の実施体制

こども家庭センターと里親支援機関が連携し、フォスタリング業務を行っている。こども家庭センターと里親支援機関で、定例的な連絡会を実施し、情報共有や連携を図りながら、里親委託推進の取り組みを進めている。

③ 里親トレーニング事業の実施

養育技術の向上を目的として、公益社団法人家庭養護促進協会や市里親会、里親支援機関が連携して研修などを実施している。また、未委託の登録里親を対象に、平成 30 年度より「子どもを迎えるための準備講座」を実施している。

④ ファミリーホームの設置

平成 25 年度にファミリーホームを新設。28 年度及び令和元年度に増設し、現在 4 か所のファミリーホームを設置。

⑤ 里親支援専門相談員の配置

- 【平成 25 年度】 乳児院 3 施設
- 【平成 29 年度】 児童養護施設 3 施設
- 【平成 30 年度】 児童養護施設 3 施設
- 【令和元年度】 児童養護施設 2 施設

⑥ 里親支援機関の指定

本市では、上記の里親支援専門相談員を配置する乳児院、児童養護施設のほか、児童家庭支援センター、家庭養護促進協会を里親支援機関として指定し、連携を図りながら里親委託推進に取り組んでいる。

(2) 今後の取組み

【緊急に行う重点目標～令和6年度の委託率達成に向けて～】

平成31年4月1日現在の、登録里親世帯数は133世帯、委託児童数は59人で、受託率は44%となっている。また、過去5年間（H26～H30）の年間平均里親登録増加数は11世帯である。目標とする里親等委託率達成に向けて、里親登録数の増加のため、さらなる施設の充実が必要である。また、受託率を引き上げる取り組みも行う必要があると考えており、令和6年度までに受託率を現在の44%から60%に引き上げることを当面の目標とする。

この数値目標を達成するためには、令和6年度末に、211世帯の登録里親が必要となる。そのため、里親登録世帯数を年間16世帯ずつ増やすことで目標が達成できる。

	平成31年（実績）	令和6年度（目標）
①登録里親世帯	133世帯	211世帯
②委託児童数	59人	127人
③受託率	44%	60%

※③受託率＝②委託児童数÷①里親登録世帯

この目標を達成するため、下記のことを実践する。

① 里親登録数の増加

これまで行ってきた里親制度の普及のため、広報・啓発活動を引き続き実施するとともに、さらなる効果的な広報の検討を進める。

令和元年度に制作するスクリーンCMを活用し、他の広報媒体でも展開することで、里親制度の認知度を上げる。また、スクリーンCM等を見て、里親制度に関心を持った人が、より里親制度を理解してもらえるようなホームページの開設を行うとともに、専門職（保育士や看護師等）をターゲットとした広報を実施する。

② 受託率を上げる取り組み

里親の養育能力を維持・向上させるため、引き続き、こども家庭センターや公益社団法人家庭養護促進協会、里親会等の関係機関と連携して里親を対象とした研修に取り組むとともに、「子どもを迎えるための準備講座」（トレーニング事業）の内容充実を図り、委託可能な里親の拡充を図り委託率の向上に努めていく。

③ こども家庭センターにおける里親等委託の基本的な考え方の統一

こども家庭センターにおいては、家庭復帰の検討と併せて里親委託の検討を進める。

また、子どもの意見聴取の中で、「里親のところに行くなら小さいときに行きたかった。大きくなってからは難しい。」との子どもの声があったことから、里親委託の検討を進めていくうえでも、特に未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取り組みを進める。施設入所している児童についても、特に低年齢の児童の里親委託が可能かどうか、施設入所後も施設職員とともに、積極的に検討を進めることとする。

子どもの意見聴取の中で、「里親か施設かを子どもが選べるようにしたらよいのでは」という声があった。自分の意思をしっかりと伝えられる子どもの措置については、里親に関する情報提供を積極的に行い、子どもに選択肢を与えるという取り組みも検討していく必要がある。

こども家庭センター職員が、里親に対する理解を深めるための研修を実施する。

④ 里親委託のアセスメント力の向上

里親と児童の信頼関係が構築できず、委託解除になってしまうと、両者を傷つけてしまうことになるため、丁寧なアセスメント及びマッチングが必要となる。

こども家庭センターにおいても、里親委託する際のアセスメント力を向上させ、委託後も良好な関係が続くマッチングが行えるように努める。さらに、里親支援機関に対する研修の充実、外部研修への参加促進を行い、里親支援機関のスキルアップを図る。

⑤ 里親支援体制の強化

里親支援機関の支援レベルの標準化を行った上で、現在の支援機関の役割分担を活かしながら、それぞれの機関がより連携し、一貫した里親支援に繋がるよう取り組みを進める。

- ・ 里親認定のための家庭訪問の際、里親支援専門相談員も同席する。
- ・ 里親に委託する前から、里親支援機関が実親と積極的に関わってもらう。
- ・ マッチング前の里親へ児童説明をする場に里親支援機関に入ってもらう。 等

里親の相互交流の充実、スキルアップのための講習等を実施し、里親の専門性の向上を図る。

⑥ ファミリーホームの推進

里親登録者や施設職員でファミリーホームの開設を希望する者を発掘し、ファミリーホーム設置に向けて支援する。また、施設型ファミリーホームについても、他都市の状況等を鑑みながら検討する。

6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み

(1) 現状

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」に基づき公益社団法人家庭養護促進協会を民間あっせん機関として許可している。

○本市特別養子縁組の成立状況（こども家庭センターが関わった成立件数）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別養子縁組成立数	8	5	5	3	4

(2) 今後の取組み

- ・特別養子縁組等が望ましいと考えられる子どもについては、民法改正により、特別養子縁組の年齢制限等が変更になることから、積極的に特別養子縁組等を検討し、実親等への働きかけを行う。
- ・里親が家庭裁判所へ特別養子縁組の申立を行うにあたり、こども家庭センターは実親との調整を行う等、すみやかな縁組の成立に向けた支援を行う。
- ・民間あっせん機関に対する支援や連携方法を検討し、特別養子縁組等の推進を図る。

○里親認定・委託の状況

①里親登録数の推移（各4月1日現在）

年度	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
養育里親	74	139	81	152	103	194	109	204	115	215	128	239
養子里親	2	4	2	4	2	4	2	4	7※	13※	47※	88※
親族里親	2	4	3	5	4	6	2	2	4	5	5	6
計	78	147	86	161	109	204	113	210	119	220	133	245

※29年度に養子里親も研修受講が必須となったため、養育里親に重複計上

②神戸市における措置（委託）状況（各4月1日現在）

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
里親委託児童数 （管外里親への委託を含む） （a）	23	25	23	25	37	41	37	49	53	55	59
児童養護施設（b）	449	441	404	381	368	368	367	373	387	380	367
乳児院（c）	53	56	54	42	41	47	42	51	54	46	37
委託率 （a÷（a+b+c））	4.4%	4.8%	4.8%	5.6%	8.3%	9.0%	8.3%	10.4%	10.7%	11.4%	12.7%
全国平均委託率 ※	11.1%	12.0%	13.6%	14.8%	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	19.7%		

※全国平均委託率は各年度3月31日現在

③新規里親委託状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規委託数	8	19	15	15	16
うち0歳児での委託数	4	6	8	5	0

④季節里親・週末里親の状況（ボランティア里親）

	幼児	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生	合計
夏季	6	13	18	12	13	62
冬季	6	11	16	10	11	54
週末	3	4	12	8	12	39

※30年度中 週末は平成31年3月末現在

7. 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

(1) 現状

- ① 児童養護施設数：市内13施設
 - ・ 本体施設における小規模グループケアに対応している施設 9施設
 - ・ 本体施設とは別にグループホームをもつ施設 6施設
 - ・ 里親支援機関として指定されている施設 8施設
- ② 乳児院：市内3施設
 - ・ 里親支援機関として指定されている施設 3施設

(2) 今後の取組み

①施設における入所児童数の推計

■施設で養育が必要な児童の見込み数の推移

- ・ 要保護児童数の推移と里親委託の目標から、施設入所児童数は次の通り推移することとなる。

	平成31年	令和6年	令和11年
3歳未満	30人	32人	23人
3歳以上就学前	62人	38人	27人
学童期以降	376人	318人	295人
合計	468人	388人	345人

- ・ 3歳未満の児童が乳児院に、3歳以上の児童が児童養護施設に入所すると仮定すると、令和11年の1施設あたりの平均入所児童数は次のとおり。

(乳児院) 23人 ÷ 3施設 = 約8人

(児童養護施設) (27人 + 295人) ÷ 13施設 = 約25人

■グループホームについて

- ・10年後（令和11年度）に国が示す1施設あたり4人×4ユニットをめざすと仮定すると、児童養護施設の本体施設に所属する児童数は208人（4人×4ユニット×13施設）、グループホーム入所児童数は114人（322人－208人）となる。

	本体施設	グループホーム	里親	合計
養護施設	208人	114人		322人
乳児院	23人	0人		23人
人数	231人	114人	202人	547人
割合	42.2%	20.9%	36.9%	100%

- ・グループホームにおいても、1ユニット4人と仮定すると、児童養護施設においては1施設あたり2か所が目安となる。

$$114人 \div 4人（1ユニット） \div 13施設 = 約2か所$$

②めざすべき施設像

■小規模かつ地域分散化

- ・施設の小規模化を図り、10年後には全施設のオールユニット化及び1施設あたり2か所のグループホーム設置をめざす。
- ・グループホームの設置に当たっては、本体施設との連携を意識しつつも、地域分散化を促進できるような配置について検討する。
- ・子どもの意見聴取においては、「同年代のユニットにしてほしい、職員がコロコロ変わらないようにしてほしい」といった声が出ている。

■高機能化

- ・児童の発達上の課題や心理的課題、医療的ケア上の課題など、ケアニーズの高い児童の受入れについても推進していく。
- ・各施設における養育レベルの向上を目的として、施設職員を対象に研修等への参加を促し、職員の専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化していく。

■多機能化・機能転換

- ・里親等委託及びグループホームの増加に伴い、本体施設にはスペース的な余裕が生まれることが予測できる。この余裕スペースを活用し、一時保護児童やリフレッシュステイ、レスパイトケアの受入れを促進していく。
- ・里親等委託の促進に伴い、里親サロンや訪問支援、未委託里親に対する養育トレーニングの実施等、施設による里親支援を推進していく。

8. 一時保護改革に向けた取組み

(1) 現状

一時保護所は、児童福祉法第33条に基づき、こども家庭センター所長が必要と認めた場合に、児童を一時保護する役割を担っており、24時間・365日体制で業務を行っている。

一時保護所には、様々な課題を抱えた児童が多く、個々の児童に合わせた支援が必要であり、多職種の職員が連携しながら支援している。

令和元年度より、一時保護所における学習指導については、学習指導員である教員OBの配置に加え、複数の教員免許のある学習指導員補助者を外部の専門事業者に委託することで学習支援の強化を図っている。

(2) 今後の取組み

①一時保護所

- ・「一時保護ガイドライン」に基づき、一時保護に関わる職員の専門性向上のための研修の充実、職員の育成計画の策定を行う。
- ・第三者評価を実施するなど、一時保護中の児童の養育状況の客観的評価を受けるとともに、権利保障の仕組みづくりに取り組む。
- ・令和3年秋にこども家庭センターの移転とともに一時保護所も移転する予定であり、家庭的な環境のもとで保護を目的とした小規模単位の整備やユニット化の導入を行う。
- ・一時保護を要する背景は虐待や非行等様々な要因があることから「混合処遇」の弊害を解消する必要があり、子どもの年齢等を配慮した個別対応が可能となる職員配置、環境整備を実施する。
- ・「異性との会話や交流については制限されているのに学習等の活動は一緒というのは、矛盾している」との子どもの声がある。現施設においては運営上物理的に難しい面もあるが、移転を契機として、一時保護所内のルールの見直しを行う必要がある。

②一時保護委託

- ・現状でも、乳児院や児童養護施設、児童心理治療施設での一時保護委託を行っている。子どもの意見聴取においては「施設における入所児童と一時保護委託児童の養育環境を分けてほしい」という意見もあったため、一時保護中の児童の養育（生活）環境の向上を目指し、本体施設とは別に小規模グループケアによる一時保護の実施について、各施設ともに検討を進める。
- ・一時保護（委託）児童の学習保障に関する課題について検討していく。
- ・里親等に委託される児童の行動観察や委託期間中（一時保護委託含む）の記録の作成に関する課題について検討していく。
- ・里親等への一時保護委託のための研修を実施する。
- ・一時保護委託を受けた施設への丁寧な情報提供に努める。

9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

(1) 現状

①施設退所・里親委託解除までの支援（リービングケア）

- ・「ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）」
社会人としてのマナー・調理実習や自活のための予備知識等について学ぶ機会を提供する。
- ・「自立促進等事業」
施設の近くに住居を借り、自立生活を体験するための支援を行う。
- ・「社会的養護自立支援事業」
20歳到達により施設等退所する者、里親等への委託解除される者のうち、自立のための支援を継続して行うことが必要な者については原則22歳に達する日の属する年度末まで引き続き居住費支援や生活費支援を行う。
- ・「退所者向けハンドブックの配布」
児童養護施設等退所者が、生活面やお金のことで困った時に確認でき、相談機関先も一目でわかるようなハンドブックの配付。
- ・「ライフストーリーワーク」
自身の出自や家族背景、児童養護施設等への入所理由といった子どもの人生の根幹にまつわる事実を共有し、過去と未来をつなげる作業。現状では、体系的な実施ができていない。

②施設退所・里親委託解除後の支援（アフターケア）

- ・「身元保証人確保対策事業」
退所児童が住居を借りる際に、施設長や里親が身元保証人となり、保険料を本市が負担する。
- ・「自立援助ホーム」の運営
退所後、自立が難しい児童が安定して生活を送れるようになるまでの間、生活指導・就労支援等を行う。
- ・「児童養護施設等退所者向けの就労・生活相談事業」
退所児童が退所施設以外にも就労や人間関係の悩みなど気軽に相談できる窓口の設置（神戸若者サポートステーションに窓口を設置）

※令和元年度の取組み

- ・社会的養護自立支援事業を活用し、令和元年度より支援コーディネーター2名を配置
- ・社会的養護自立支援事業の推進を図るため神戸市と神戸市児童養護連盟でワーキンググループを創設。（令和元年7月～月1回程度開催）

③進学に関する支援

- ・各施設において子どもの学習支援、進路の相談、進学や奨学金等の情報提供を行っている。

(2) 今後の取組み

①全体の方向性について

- ・子どもの意見聴取において「施設退所後に誰に相談していいかわからない」という意見もあり、アフターケアを専任で行う職員を全児童養護施設(13施設)への配置を目指す。
- ・アフターケアを専任で行う職員と里親支援専門相談員、こども家庭センターが連携し、里親家庭から自立する者への支援体制を強化する
- ・退所前のリービングケアと退所後のアフターケアを標準化し、各施設のケアレベルの向上を目指す。

②児童が退所する際の支援（リービングケア）について

- ・「ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）」の更なる活用・内容の充実
- ・施設の職員が長く働き続けることのできる職場環境の確保
- ・措置児童の意見聴取の中で、「進路・進学についての悩みを相談したい」という声が出ていることから、入所児童が中学や高校を卒業する時期の、こども家庭センター職員の面談回数を増やすなどの対応が必要である。

③施設退所後の支援（アフターケア）

- ・「児童養護施設等退所者向けの就労・生活相談」の利用促進を目的として、入所児童の理解を得るため、こども家庭センター職員や施設職員にその有用性について、理解を進める。また、里親家庭に対する案内も積極的に行う。
- ・ライフストーリーワークの体系的・計画的実施に向けた取り組み

④進学等に関する情報提供

- ・施設間で児童への進学等に関する情報提供に差が出ないように、統一的な情報の把握について検討する。
- ・施設児童の進学率を高めるための支援について検討する。

10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

(1) 現状

神戸市こども家庭センターでは、各区・支所と連携しながら、虐待の早期発見・早期対応に努めている。児童福祉法改正に伴い、平成29年度よりこども家庭センターから区への送致を実施するとともに、区要保護児童対策地域協議会にこども家庭センター職員が参加するなど、児童相談所と各区の連携をより深めているところである。また、センター職員や区職員は、児童福祉司任用後研修やスーパーバイザー研修に積極的に参加することで、専門性の確保に努めている。

平成30年度には、こども家庭センターに児童相談業務（インテーク）、児童虐待対応業務に各1名増員配置した。さらに、各区で利用していた児童相談システムを住基情報等と連動させるとともに、こども家庭センターへ導入することにより、情報の共有化・一元化をはかり、効率的な支援の実施を図っている。

令和元年度には、児童福祉司を4名（別途区に5名配置 計9名増員）、児童心理司を2名増員するとともに、法的な知見の強化を図るため、常勤の弁護士を配置体制強化を図った。

○職員配置状況（令和元年10月1日現在）

合計	職員	嘱託	再任用	非常勤嘱託	弁護士
116人	100人	6人	7人	2人	1人

【児童福祉司】

41人（係長8人、担当職員32人、担当嘱託・再任用1人）

【児童心理司】令和元年5月1日時点

16人（次長1人、係長2人、担当職員13人）

（2）今後の取組み

①体制について

- ・激増する児童虐待相談への対応
- ・児童が施設入所した後もこども家庭センター職員による更なる支援の実施
- ・政令で定められている配置基準を満たす児童福祉司、児童心理司の配置
- ・職員が研修に積極的に参加できるような環境作り
- ・子どもの意見聴取の中で「施設に入所する際、こども家庭センター職員の施設に関する説明が不十分であった」、「退所等に関する見通しを教えてほしかった」という意見があったため、より丁寧な説明に努める。

②スキルアップについて

- ・子どもの意見聴取の中で「ケースワーカーの数を増やすことも大切だけど、質はもっと大切」という意見があった。また、「もっとたくさん話をしたい」という声も出ており、体制強化とともに職員のスキルアップの両方に取り組む必要がある。
- ・里親委託の推進に向けた児童相談所職員の意識向上に向けた取組み
- ・質の高いケースワークの標準化に向けた取組み
- ・職員の資質向上のための研修の充実や研修を企画する体制の強化
- ・児童福祉司として概ね5年以上勤務しており、他の児童福祉司に必要な専門的技術に関する指導及び教育を行うスーパーバイザー（児童福祉司・児童心理司）の育成

③連携・支援について

- ・各区・支所におけるこども家庭支援室との連携強化並びにこども家庭センターによる専門的技術支援
- ・児童の所属機関（保育所・幼稚園・小学校等）、医療機関、他部署（健康福祉課・こども家庭支援課・生活支援課）との連携強化
- ・家庭復帰の際、子どもの不安を軽減できるよう、区役所を中心とした地域での見守り・支援体制の調整を図る

Ⅲ 計画の見直しについて

本計画は令和元年度を基準に、本市における過去5年間の人口や児童人口、要保護児童数の推移を分析し、その状況をもとに将来の要保護児童数の見込み数や里親等委託率の目標値を設定している。

今後、本計画の進捗状況を確認し検証を行うことは必要である。

この検証の際、本市における要保護児童数や本市の社会的養育の養育環境に大きな変化が生じたり、事業を進めるにあたって、課題が大きく、当初の目標数値と実際の数値に大きな乖離が生じたりした場合には、本計画を見直すものとする。

本計画の検証について

本計画は5年ごとに検証を行うものとする。

【主な点検項目】

- ①児童人口や要保護児童数、要保護児童率の推移
- ②本体施設の改修計画、小規模化・地域分散化の進捗状況
- ③本体施設の小規模化・地域分散化に対応できる職員の人材育成・人材確保の状況
- ④里親委託数の推移やファミリーホームの設置数の推移・里親支援機関の状況
- ⑤里親委託の推進に向けた取り組み状況

用語説明

用 語	説 明
施 設 計 画	児童養護施設・乳児院が、それぞれの実情に応じて策定した本体施設の小規模化・地域分散化と地域支援・里親支援策をまとめた計画。
要 保 護 児 童	保護者のいない子どもや虐待などで保護者のもとで養育されることが適当でない子ども。

用 語	説 明
社 会 的 養 育	家庭養育、代替養育、特別養子縁組又は養子縁組による養育。
施 設 養 育	児童養護施設や乳児院(グループホームを含む)に措置して養育を行うこと。
家 庭 養 育	実親家庭で養育を行うこと。

用 語	説 明
ユ ニ ッ ト 化	本体施設を6～8人の部屋(ユニット)で区切ること。それぞれのユニットごとに生活が行われる。
グ ル ー プ ホ ー ム	本体施設から離れた場所で少人数の児童を養育する形態。地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアのことを言う。
小 規 模 グ ル ー プ ケ ア (分園型小規模グループケア)	本体施設の中または外で6～8人の児童を養育する形態。小規模グループケアを本体施設内で実施する場合、この小規模グループケアが1つのユニットとなる。地域小規模児童養護施設が定員6名であることに対し、定員設定に幅がある。
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	本体施設とは離れた場所で6人の児童を養育する形態。小規模グループケアが本体内・外での実施を選択できることに対し、地域小規模児童養護施設は本体外での実施となる。

用 語	説 明
里 親	養育里親・親族里親・専門里親・養子縁組里親・週末里親がある。
養 育 里 親	要保護児童を、家庭に迎え入れて養育を行う里親。
専 門 里 親	養育里親の中で、虐待された子どもなどに対し、心の傷のケアなど特に専門的な養育を担う里親。
親 族 里 親	子どもの両親、当該子どもを監護する人が死亡、行方不明、拘禁、入院などの状態になったことにより、扶養義務のある3親等以内の親族の子どもを養育する里親。
養 子 縁 組 里 親	養子縁組を希望する里親。
週 末 里 親	児童福祉施設に措置されている児童を、週末や長期休暇に家庭で預かり、家庭での生活を経験させる里親。長期休暇に預かる里親は別に季節里親とも呼ばれる。
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	小規模住居型児童養育事業のこと。1ホームの定員は5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代制勤務となるグループホームと違い、養育者が固定されていることから、グループホームより家庭に近い環境での養育となる。

用 語	説 明
養 子 縁 組	養親と法律上の親子関係は成立するが、実親との親子関係が解消されるものではなく、実親と養親の両方に対して、相続権や扶養義務等を持つこととなる制度。 養子となれる年齢に制限はない。(ただし養親より年下でなければならない)
特 別 養 子 縁 組	子どもの福祉の増進を図るため、実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。 養子となれる年齢は原則6歳未満(R2.4.1より原則15歳未満)である必要がある。

用語	説明
こども家庭支援室	各区・支所に保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図り、子ども虐待の早期発見・早期対応・その防止を目的とした市役所内のプロジェクト組織。

用語	説明
アドボカシー	権利代弁機能。子どものために声を上げ、彼らの意見・願いが意思決定者に聞かれ、意思決定者に影響することを確実にすること。
フォスターリング業務	里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。
パーマネンシー	要保護児童に永続的な人間関係や生活の場を保障すること。
ライフストーリーワーク	自身の出自や家族背景、児童養護施設等への入所理由といった子どもの人生の根幹にまつわる事実を共有し、過去と未来をつなげる作業。
レスパイトケア	里親の一時的な休息のための援助。
スーパーバイザー	専門的技術に関する指導及び教育を行う者であり、管理的機能(コンプライアンス管理)と支持的機能(精神的な支え)の役割を果たす。

神戸市社会的養育推進計画検討委員会委員一覧と委員会開催状況

○委員一覧

委員長	関西学院大学 人間福祉学部 名誉教授	芝野 松次郎
	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授	伊藤 嘉余子
	神戸市児童養護施設連盟 会長	金子 良史
	神戸市乳児院連盟 会長	川村 基子
	家庭養護促進協会 事務局長	橋本 明
	神戸市里親会 会長	市川 博睦
	神戸市児童養護施設連盟職員部会 部会長	田川 宏一
	北区保健福祉部長（平成30年度）	檜原 伴子
	東灘区保健福祉部長（平成31年度）	西谷 まゆみ
	神戸市こども家庭センター 所長	大野 浩

○委員会の開催状況

- ・ 第1回 平成31年3月18日
議題「策定の経緯や今後の方向性について」等
- ・ 第2回 令和元年7月2日
議題「各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」等
- ・ 第3回 令和元年9月17日
議題「里親等への委託に向けた取組み」等
- ・ 第4回 令和元年12月6日
議題「当事者である子どもの権利擁護の取組み」等
- ・ 第5回 令和2年1月23日
議題「計画素案について」等
- ・ 第6回 令和2年3月17日
議題「パブリックコメントの結果について」等